

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	29	担当課	地方局地域福祉課
法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	根拠条項	86	不利益処分の種類	市町が設置した障害者支援施設の事業廃止命令等		
<p>(根拠規定)</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (事業の停止等)</p> <p>第八十六条 都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設について、その設備又は運営が第八十四条第一項の基準に適合しなくなったと認め、又は法令の規定に違反すると認めるときは、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。</p>							